

F 5・2・4
令和2年4月9日

保護者の皆様

相模原市こども・若者未来局 保育課長

新型コロナウイルス感染症への対応等について（お知らせ）

日頃から、本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市といたしましては、事業継続が求められるサービスの提供を確保するため、当面の間、保育所等を開所いたしますが、お子様の安全を最優先に考え、ご家庭での保育が可能な方については、ご家庭や勤務先とご相談いただき、ご家庭での保育をお願いいたします。

なお、ご家庭での保育を行った場合は、登園を控えた日数に応じ、保育料を日割り計算いたします。

ただし、日割り計算後の金額が現時点で算出できないため、月額を一度お支払いいただき、後日、返金もしくは、翌月以降の保育料に充当いたします。

【ご家庭へのお願いについて】

保護者及び同居親族の全ての方が、別添「緊急事態宣言下において保育所等における保育の提供が必要である旨の申出書」にある職業に従事され、ご家庭での保育ができない場合については、引き続き保育を行いますので、4月11日（土）までに当該申出書を在籍する園に提出してください。

保護者及び同居親族の全ての方が、当該職業に従事していない場合は、勤務先等とご相談いただき、4月13日（月）から5月6日（水）までご家庭での保育をお願いいたします。

以 上

相模原市こども・若者未来局保育課
教育・保育支援班

電話 042 - 769 - 8340（直通）